

(規定の段階的整備及び保安規定審査基準との比較)

表 1 金属キャスクを搬入する前までに定めること

【凡例】◎：設置及び工事段階から規定 ○：金属キャスク搬入前までに規定 △：設置及び工事段階で一部規定

保安規定目次		金属キャスクを搬入する前まで	表 2 との対応番号
第1章 <総則>			
	第1条 目的	◎	—
	第2条 基本方針	◎	—
	第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	◎	—
第2章 <品質保証>			
	第3条 品質マネジメントシステム計画	◎	—
第3章 <保安管理体制>			
	第4条 保安に関する組織	◎	—
	第5条 保安に関する職務	◎	—
	第6条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会	◎	—
	第7条 使用済燃料取扱主任者の選任	◎	—
	第8条 使用済燃料取扱主任者の職務等	◎	—
第4章 <貯蔵管理>			
第1節 通則	(使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)	○	(2)
	(巡視点検)	○	(2)
	(手順の作成)	○	(2)
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し	(貯蔵の計画)	○	(2)
	(金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)	○	(2)
	(受入れ金属キャスクの確認)	○	(2)
	(金属キャスクの運搬)	○	(2)
	(使用済燃料貯蔵設備の操作)	○	(2)
	(使用済燃料の貯蔵)	○	(2)
	(払出し金属キャスクの確認)	○	(2)
第5章 <放射性廃棄物管理>			
	(放射性固体廃棄物の管理)	○	(3)
	(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)	○	(3)
	第9条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	◎	—
	(放射性液体廃棄物の管理)	○	(3)
	(頻度の定義)	○	(3)
第6章 <放射線管理>			
	(管理区域の設定及び解除)	○	(4)
	(管理区域内における区域区分)	○	(4)
	(管理区域内における特別措置)	○	(4)
	(管理区域への出入管理)	○	(4)
	(管理区域出入者の遵守事項)	○	(4)
	(周辺監視区域)	○	(4)
	(線量の評価)	○	(4)
	(床、壁等の除染)	○	(4)
	(外部放射線に係る線量当量率等の測定)	○	(4)
	(放射線計測器類の管理)	○	(4)
	(管理区域外等への搬出及び運搬)	○	(4)
	(協力企業の放射線防護)	○	(4)
	(頻度の定義)	○	(4)

表1 金属キャスクを搬入する前までに定めること

【凡例】◎：設置及び工事段階から規定 ○：金属キャスク搬入前までに規定 △：設置及び工事段階で一部規定

保安規定目次		金属キャスクを搬入する前まで	表2との対応番号
第7章 <施設管理>			
第10条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	◎	—
第11条	施設管理方針及び施設管理目標	◎	—
第12条	施設管理に係る個別業務計画の策定	◎	—
第13条	施設管理対象範囲の選定	◎	—
第14条	施設管理の重要度の設定	◎	—
第15条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	◎	—
第16条	施設管理に関する計画の策定	◎	—
第17条	施設管理の実施	◎	—
第18条	施設管理の結果の確認・評価	◎	—
第19条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	◎	—
第20条	施設管理活動の有効性評価	◎	—
第21条	構成管理	◎	—
第22条	情報共有	◎	—
第23条	設計管理	◎	—
第24条	作業管理	◎	—
第25条	使用前事業者検査の実施	◎	—
	(定期事業者検査の実施)	○	(5)
	(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	○	(5)
第8章 <緊急時の措置>			
第1節 緊急時時の措置	(原子力防災組織)	○	(6)
	(原子力防災組織の要員)	○	(6)
	(緊急作業従事者の選定)	○	(6)
	(原子力防災資機材等)	○	(6)
	(通報経路)	○	(6)
	(緊急時演習)	○	(6)
	(通報)	○	(6)
	(原子力防災態勢の発令)	○	(6)
	(応急措置)	○	(6)
	(緊急時における活動)	○	(6)
	(緊急作業従事者の線量管理等)	○	(6)
	(原子力防災態勢の解除)	○	(6)
	(異常時の基本的な対応)	○	(6)
	(地震・火災等発生時の対応)	○	(6)
第2節 異常時の措置	(電源機能喪失時の対応)	○	(6)
	(異常時の措置)	○	(6)
	(異常収束後の措置)	○	(6)

表1 金属キャスクを搬入する前までに定めること

【凡例】◎：設置及び工事段階から規定 ○：金属キャスク搬入前までに規定 △：設置及び工事段階で一部規定

保安規定目次		金属キャスクを搬入する前まで	表2との対応番号
第9章 <保安教育>			
	第26条 センター員への保安教育	◎	—
	(協力企業従業員への保安教育)	○	(7)
第10章 <記録及び報告>			
	第27条 記録	△	—
	(報告)	○	(8)
第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項>			
	第28条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項	◎	—
<附則>			
※：本規定申請時点での標準的な事項であり、今後の保安規定の変更によって変わる可能性がある			

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象 金属キャスクを搬入する前までに定めるもの)

保安規定審査基準		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
冒頭文	<p>使用済燃料貯蔵事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の20第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第37条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の20第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第43条の4第1項又は第43条の7第1項若しくは第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと。 ・使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないことと認められないこと。 <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	—	—	—	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし。)	—
	<p>ただし、貯蔵規則第37条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、使用済燃料を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	第27条	使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項	今回申請中	<p>「貯蔵管理」</p> <p>設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを訓練として取扱うことから、核燃料物質等による災害防止という観点で、保安規定に規定する必要はなく、訓練における操作等については、QMSマニュアルに定めて運用する。保安規定には、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに規定する。</p> <p>「放射性廃棄物管理、放射線管理」</p> <p>設置の工事に着手する段階では、管理区域の設定等の管理は不要であることから、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに保安規定に規定する。</p> <p>「緊急時の措置」</p> <p>設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止という観点で、緊急時の体制構築、資機材整備及び緊急時演習を保安規定に規定する必要はなく、QMSマニュアルに定めて運用する。</p> <p>また、保安規定認可後、施行までの間に保安規定に基づく保安教育をはじめ、QMSマニュアルに基づく防災訓練等を実施する。</p> <p>なお、緊急時の体制構築、資機材整備及び緊急時演習については、事業開始時期を見据えた準備期間を考慮し、金属キャスク搬入前までに保安規定に定め、これに基づき施行までに実施する。</p>	—
貯蔵規則第37条第1項第1号【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	第3条 第4条	規定の遵守 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	今回申請中	—	—
	<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第3条 第4条	規定の遵守 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上			
		第7条	保安に関する職務			
貯蔵規則第37条第1項第2号【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和元年月日原子力規制委員会決定））を踏まえ、事業許可申請書等に記載された方針に基づいて定められていること。</p>	第5条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	—	—

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、貯蔵施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第5条	品質マネジメントシステム計画				
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画				
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画				
貯蔵規則第37条第1項第3号【操作及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第7条	保安に関する職務	今回申請中	-	-	
		第7条	保安に関する職務				
貯蔵規則第37条第1項第4号【使用済燃料取扱主任者の職務の範囲等】	1. 使用済燃料の取扱いに関して、保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること。 2. 使用済燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の2第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（使用済燃料貯蔵設備の操作に従事する者は、使用済燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 3. 特に、使用済燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも使用済燃料貯蔵施設の保安組織から使用済燃料取扱主任者が独立していることが当然に求められるものではない。		使用済燃料取扱主任者の選任	補正申請予定	建設段階においては、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いは行わないが、使用前事業者検査等において、使用済燃料取扱主任者がの保安の監督を行う必要があることから、原子炉等規制法に基づき使用済燃料取扱主任者を選任し届け出るものとし、使用済燃料取扱主任者の選任及び職務について保安規定に規定する。	-	
		第5条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中		-	
		第8条	使用済燃料貯蔵施設保安委員会			補正申請予定	-
			使用済燃料取扱主任者の職務等			補正申請予定	-
貯蔵規則第37条第1項第5号【保安教育】	1. 使用済燃料貯蔵施設の使用及び管理を行う者（協力企業に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第25条	センター員への保安教育	今回申請中	-	-	
			協力企業従業員への保安教育	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止上、協力企業従業員に直ちに支障を来すものではないことから保安教育対象外とし、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める保安規定に規定する。	(7)	
	第25条	センター員への保安教育	今回申請中	-	-		
		協力企業従業員への保安教育	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止上、協力企業従業員に直ちに支障を来すものではないことから保安教育対象外とし、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める保安規定に規定する。	(7)		
	第25条	センター員への保安教育	今回申請中	-	-		
		協力企業従業員への保安教育	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止上、協力企業従業員に直ちに支障を来すものではないことから保安教育対象外とし、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める保安規定に規定する。	(7)		

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

	4. 使用済燃料の取扱いに関する業務を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第25条	センター員への保安教育	今回申請中	—	—	
			協力企業従業員への保安教育	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止上、協力企業従業員に直ちに支障を来すものではないことから保安教育対象外とし、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める保安規定に規定する。	(7)	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第25条	センター員への保安教育	今回申請中	—	—	
			協力企業従業員への保安教育	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止上、協力企業従業員に直ちに支障を来すものではないことから保安教育対象外とし、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める保安規定に規定する。	(7)	
貯蔵規則第37条第1項第6号【使用済燃料貯蔵施設の操作】	1. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に必要な操作員の確保について定められていること。		使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを訓練として取扱うことから、核燃料物質等による災害防止という観点で、保安規定に規定する必要はなく、訓練における操作等については、QMSマニュアルに定めて運用する。保安規定には、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに規定する。	(2)	
	2. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。		手順の作成				
	3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		手順の作成				
	4. 使用済燃料貯蔵設備操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。		手順の作成				
	5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。		手順の作成				
貯蔵規則第37条第1項第7号【管理区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。		管理区域の設定及び解除	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止という観点で、管理区域の設定等の管理は不要であることから、放射線管理については、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに保安規定に規定する。	(4)	
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。		管理区域内における区域区分				
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。		管理区域内における特別措置				
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。		管理区域への出入管理				
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。		管理区域への出入管理				
	6. 管理区域へ出入りする従業員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。		管理区域出入者の遵守事項				
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。		管理区域外等への搬出及び運搬				
	8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。		周辺監視区域			同上	(4)
	9. 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		協力企業の放射線防護			同上	(4)
貯蔵規則第37条第1項第8号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	—	(放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出は行わない)	—	RFSでは、放射性期待廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出は想定していない。	(3)	
		—	(放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出は行わない)	—			RFSでは、放射性期待廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出は想定していないことから測定に係る設備の管理は不要。
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出は行わない)	—	(4)		
		—	(放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出は行わない)	—	(4)		

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

貯蔵規則第37条第1項第9号【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。		管理区域への出入管理	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱い、放射線管理が不要であることから、放射線管理が必要となる金属キャスク搬入前までに定める。	(4)
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）（以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。		管理区域の設定及び解除	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱い、放射線管理が不要であることから、放射線管理が必要となる金属キャスク搬入前までに定める。	(4)
	3. 貯蔵規則第29条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。		床、壁等の除染	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱い、放射線管理が不要であることから、放射線管理が必要となる金属キャスク搬入前までに定める。	(4)
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。		周辺監視区域			
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。		管理区域外等への搬出及び運搬			
	6. 核燃料物質等（使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		金属キャスクの運搬			
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	（クリアランスの運用は想定していない）	—	金属キャスクの搬入前、搬入以降でクリアランスの運用は想定していないため、定めない。	—
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NIS A-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	—	—	金属キャスクの搬入前、搬入以降で放射性廃棄物でない廃棄物の運用は想定していないため、定めない。	—	
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。			事故由来放射性物質の降下物の影響確認	今回補正申請	—	—
			管理区域の設定及び解除	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱い、放射線管理が不要であることから、放射線管理が必要となる金属キャスク搬入前までに定める。	(4)
			管理区域内における区域区分			
			管理区域出入者の遵守事項			
			床、壁等の除染			
		管理区域外等への搬出及び運搬				
貯蔵規則第37条第1項第10号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。		放射性液体廃棄物の管理	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱い、放射線管理が不要であることから、放射線管理に伴う放射線計測機器類が必要となる金属キャスク搬入前までに定める。	(3)
			外部放射線に係る線量当量率等の測定			
		放射線計測器類の管理				
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		放射線計測器類の管理				
貯蔵規則第37条第1項第11号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 受入れの際の使用済燃料及び金属キャスクに関する条件、その適合性確認の内容、適合性確認の結果が不適合であった場合の措置その他保安のために講ずべき措置が定められていること。		受入れ金属キャスクの確認	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、放射線管理が不要であることから、使用済燃料を収納した金属キャスクの保安に関する措置等については、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに定める。	(2)
	2. 事業所内における使用済燃料を収納した金属キャスクの移動の際に講ずべき、金属キャスクの転倒又は落下の防止措置が定められていること。		緊急時における活動			(6)
	3. 使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に固定する際に講ずべき保安措置が定められていること。		使用済燃料の貯蔵			(2)
	4. 使用済燃料を収納した金属キャスクの事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。		使用済燃料貯蔵設備の操作			

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

貯蔵規則第37条第1項第12号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物が発生する場合には、その貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。		放射性固体廃棄物の管理	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、放射性廃棄物の発生は想定されないことから、放射性廃棄物に関する管理措置等については、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入前までに定める。	(3)	
	2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	—	(放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）は想定しない)	—	今回申請分及び金属キャスク搬入以降も放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄は想定していないため定めない。	—	
	3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(放射性固体廃棄物の所外搬出は行わない)	—	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為は行わないため定めない。	—	
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	—	(放射性液体廃棄物の放出は行わない)	—	放射性液体廃棄物の放出は行わないため定めない。	—	
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	—	(放射性気体廃棄物の放出は行わない)	—	放射性気体廃棄物の放出は行わないため定めない。	—	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。		外部放射線に係る線量当量率等の測定		設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱い、放射線管理が不要であることから、放射線管理については、使用済燃料を収納した金属キャスク搬入前までに定める。	(4)	
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	—	(放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出は行わない)	—	放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出を行うことはしないため定めない。	—	
貯蔵規則第37条第1項第13号【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。		原子力防災組織	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止という観点で、緊急時の体制構築、資機材整備及び緊急時演習を保安規定に規定する必要はなく、QMSマニュアルに定めて運用する。 また、設置の工事に着手する段階で定める保安規定の認可後、施行までの間に保安規定に基づく保安教育をはじめ、QMSマニュアルに基づく防災訓練等を実施する。 なお、緊急時の体制構築、資機材整備及び緊急時演習については、事業開始時期を見据えた準備期間を考慮し、金属キャスク搬入前までに保安規定に定め、これに基づき施行までに実施する。	(6)	
			原子力防災組織の要員				
			原子力防災資機材等				
	2. 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。		原子力防災資機材等				
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。		通報経路				
			通報				
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。		原子力防災組織				
		5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。					原子力防災態勢の発令
							応急措置
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。		緊急時における活動					
		緊急作業従事者の選定					
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）や、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。		緊急作業従事者の線量管理等					
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。		原子力防災態勢の解除					
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。		緊急時演習					

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

貯蔵規則第37条第1項第14号【設計想定事象等に対する原子力施設の保全に関する措置】	1. 原子炉等規制法第43条の4第1項の規定に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第43条の7第1項の規定に基づく事業許可変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 使用済燃料貯蔵の機能の保全のために活動を行うための必要な計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。 (2) 保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に要員に対する教育訓練は、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 (3) 保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他資機材を備え付けること。 (4) その他保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	—	—	—	
	(1) 使用済燃料貯蔵の機能の保全のために活動を行うための必要な計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。			地震・火災等発生時の対応	金属キャスクを搬入する前まで	設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、核燃料物質等による災害防止という観点での火災対応及び使用済燃料貯蔵の機能の保全のために活動は保安規定に規定せず、QMSマニュアルに定めて運用する。 なお、事業開始時期を見据えた準備期間を考慮し、緊急時の対応のための要員配置及び活動について金属キャスクを搬入する前までに保安規定に規定する。	(6)
貯蔵規則第37条第1項第15号【記録及び報告】	1. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	—	—	—	
		第26条	記録				
	2. 貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理に関すること（核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第26条	記録				
	3. 事業所長及び使用済燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第7条	保安に関する職務 (使用済燃料取扱主任者を除く)				
	4. 特に、貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。		報告		金属キャスクを搬入する前まで	貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等については、使用済燃料に起因する事象であって、設置の工事に着手する段階では、使用済燃料を収納していない訓練用キャスクを取扱うことから、これらについては使用済燃料を収納した金属キャスク搬入前までに定める（人の障害についても同様）。 なお、人の障害のうち、放射線障害以外の障害であって入院治療を必要とする場合の報告については、社内規定に定めて運用する。	(8)
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。		報告					
貯蔵規則第37条第1項第16号【施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（番号（令和元年12月25日原子力規制委員会規則決定））を参考として定められていること。	第9条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	—	—	—	
		第24条	使用前事業者検査の実施				
				定期事業者検査の実施	金属キャスクを搬入する前まで	定期事業者検査については、金属キャスクの貯蔵開始後一定期間を経て実施することから、設置の工事に着手する段階では保安規定に定める必要はない。	(5)
				巡視点検		巡視点検については、使用済燃料を収納した金属キャスクの基本的安全機能の維持等を確認する観点では設置の工事に着手する段階では保安規定に定める必要はないが、施設管理としての巡視点検については設置の工事に着手する段階においてQMSマニュアルに定めて運用する。	(2)
	2. 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））等を参考とし、貯蔵規則第31条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。			原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		経年劣化に係る定期的な評価については使用済燃料を収納した金属キャスクにかかる評価であることから、設置の工事に着手する段階では保安規定に定める必要はない。	(5)
3. 事業を開始した日以後20年を経過した使用済燃料貯蔵施設については、長期施設管理方針が定められていること。			原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	金属キャスクを搬入する前まで	長期施設管理方針については、事業開始後一定期間を経ての評価の結果を踏まえ設定するものであり、設置の工事に着手する段階では保安規定に定める必要はないことから、金属キャスクを搬入する前までに定める。	(5)	
4. 貯蔵規則第37条第1項第16号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（貯蔵規則第31条第1項及び第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）であって、原子炉等規制法第43条の20第1項の規定により保安規定を変更しようとするときは、当該変更に関わる申請書に貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。			原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針			(5)	

表2 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原管廃発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))等を参考として記載されていること。		原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針			(5)
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第24条	使用前事業者検査の実施	—	—	—
			定期事業者検査の実施	金属キャスクを搬入する前まで	定期事業者検査については、金属キャスクの貯蔵開始後一定期間を経て実施することから、設置の工事に着手する段階では保安規定に定める必要はない。	(5)
貯蔵規則第37条第1項第17号【使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価】	1. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、貯蔵規則第35条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。		使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価		使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、金属キャスクの貯蔵開始後一定期間を経て実施することから、設置の工事に着手する段階では保安規定に定める必要はない。	(1)
	2. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、貯蔵規則第35条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。		使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価			
貯蔵規則第37条第1項第18号【技術情報の共有】	1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有した技術情報を、自らの使用済燃料貯蔵施設の保安の向上に活かすための措置が定められていること。	第21条	情報共有	—	—	—
貯蔵規則第37条第1項第19号【不適合発生時の情報の公開】	1. 使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	—	—	—
	2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	—	—	—
貯蔵規則第37条第1項第20号【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	—	—	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的			
		第2条	適用範囲			